

▶後期高齢者支援金の減算保険者に認定されました◀

全ての健保組合は、高齢者医療制度を支えるための前期高齢者納付金・後期高齢者支援金を拠出しており、当組合の令和7年度ベースでは保険料収入の42.4%を占めており、財政運営上見過ごすことのできないものになっています。

国は、疾病予防など保健事業を積極的かつ効率的に行っている健保組合を評価することで、財政改善の自助努力を促進するため、後期高齢者支援金の加算減算制度を実施しています。

具体的には、特定健診・保健指導の実施率に加え、特定保健指導の対象者割合の減少幅、がん検診、事業主健診との連携など複数の指標を設定し、健保組合ごとに点数を積み上げ総合的に評価されます。(総合評価の項目は、①特定健診・特定保健指導の実施、②要医療の者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防、③加入者への分かりやすい情報提供、特定健診のデータの保険者間の分析、④後発医薬品の使用促進、加入者の適正服薬を促す取り組みの実施状況、⑤がん検診・歯科健診等、⑥加入者に向けた健康づくりの働きかけ、⑦被用者保険固有の取組等の実施状況の7つの大項目で、②はその中から2項目以上、その他は1項目以上の実施が必須)

この度、令和5年度の保健事業の実施状況の評価が行われた結果、**当組合が令和5年度の確定後期高齢者支援金の減算保険者に認定されました**。全国の健保組合数1378組合のうち減算となった組合数は376組合で、兵庫県内では50組合中6組合が減算組合に該当しています。

今後とも、加入者の皆様の健康管理に役立つ事業を展開してまいりますので、事業への積極的な参加にご協力をお願いします。

▶▶▶▶ 令和7年度収入支出予算のあらまし ◀◀◀◀

経常収支額は昨年度予算並みの見込み

当健康保険組合の令和7年度予算が、去る2月12日に開催された第117回組合会において慎重な審議をいただき可決承認されました。収入面におきましては、アメリカの通商政策の変更可能性、為替相場の変動及び物価・人件費の高騰の影響が見られるものの報酬月額、年間賞与額が増加傾向であることから、保険料収入は前年度予算に比べ2.3%の増加を見込んでおります。一方支出面におきましては団塊の世代が後期高齢者となり後期高齢者医療制度への支援金が前年度に比べ増加したことに加え、前期高齢者に高額医療費が発生したことから前期高齢者納付金が急増しました。保険給付費につきましては、令和4年度から始まった不妊治療の保険適用、前期高齢者(65歳以上)における脳・心血管疾患・癌治療、整形外科系手術の増加や高額薬剤の使用による高額医療費の発生件数の増加を踏まえて予算額を算出し、経常収支ベースでは約2億5千万円の赤字予算となり、ほぼ昨年度並みの予算編成を行いました。赤字額の補填として令和6年度からの繰越見込額、準備金の取崩し及び健保連からの高額医療軽減交付金を受給することにより赤字補填を行っております。一方、令和6年度決算時点で、準備金残高は約7億5千万円となる見込みで、法律で保有が義務付けられている法定準備金所要額の2倍程度を確保できている状況です。

高齢者医療制度への納付金のうち後期高齢者医療制度への支援金は、令和6年度に団塊世代の全ての方が後期高齢者に該当していることから国全体の高齢者医療費が増加し、今後も上昇していくと考えられます。高齢者医療制度への納付金・支援金の増加傾向は全国の健康保険組合において同様の傾向が続いており、私たち現役世代の支援だけで支えることは困難になっています。昨年度から後期高齢者保険料と現役世代の支援金の伸び率を同じになるよう高齢者負担率の設定方法が見直されたこと、後期高齢者保険料の所得割部分を増加させること及び年間上限額が引き上げられ、本年度からは薬価の引き下げが行われ、私たち現役世代からの支援金の伸率は若干抑制される見込みになっていますが予断を許さない状況です。

皆様の健康に対する意識と行動の変化が健保組合の財政安定化、保険料抑制に…

皆様が加入されている健康保険組合は、皆様と事業主様が納付する健康保険料が収入のほとんどを占めており、国からの補助は殆どなくほぼ自主財源のみで運営しています。保険料は報酬に比例して徴収する仕組みであるため、景気悪化の時期には保険料収入は減少します。一方、医療費は国が定めた公定価格であり治療内容ごとに一定額が発生するため景気には左右されません。従って、景気低迷時に多くの医療費が発生すると、健康保険組合の財政は苦しくなります。また、高齢化や医療技術の向上、新しい医薬品の登場などで医療費は毎年上昇し続けています。

このような仕組みのため、少しでも病気になるように、健康保険組合では人間ドック、各種癌検診、インフルエンザ、風疹、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種への補助金など、病気を未然に予防するための事業、そして重症化を食い止めるための事業を行っています。近年、家族向けの歯科健診、多剤投薬・重複投薬者への服薬指導をはじめ、各種癌検診の補助を行い、未病状態を継続するとともに、適正な受診を行っていただけるようにしております。

皆様のご家庭にも、健康保険組合から健診や保健指導を含む保健事業のご案内をお届けさせていただく場合がございますので是非ご利用ください。

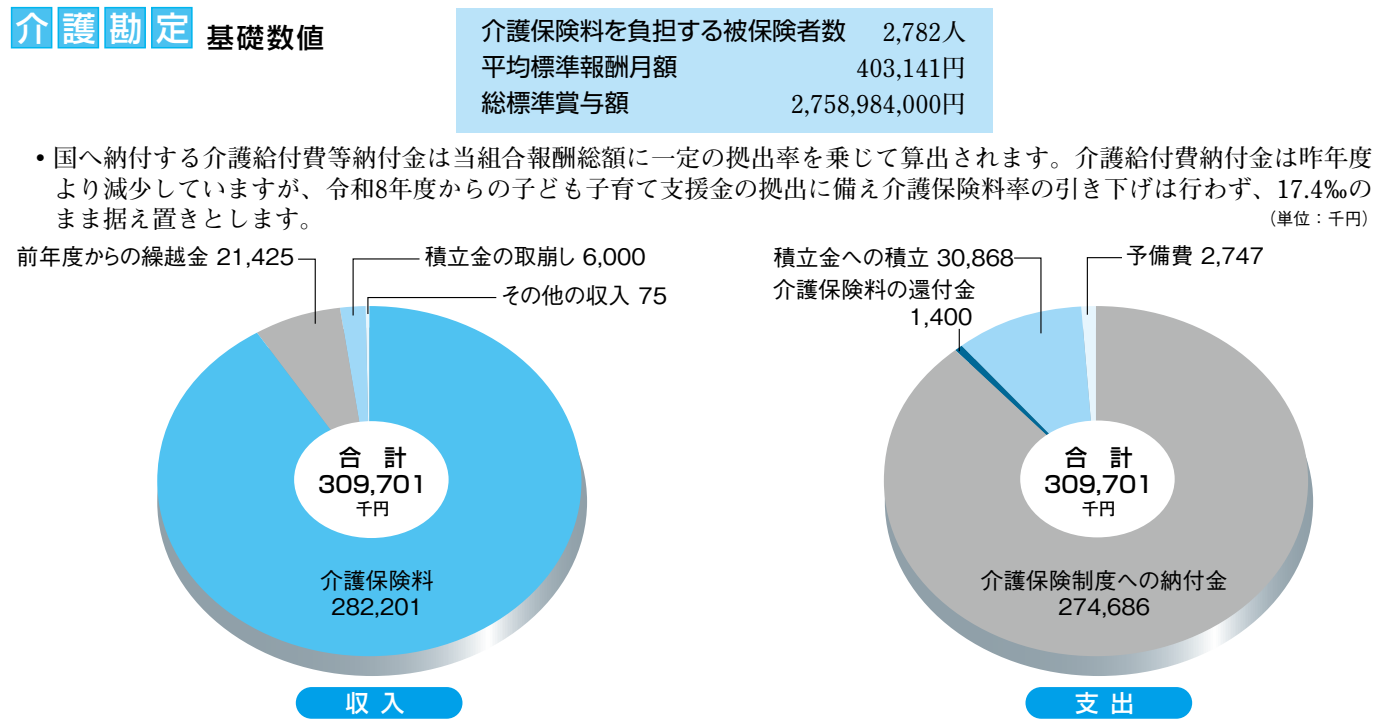
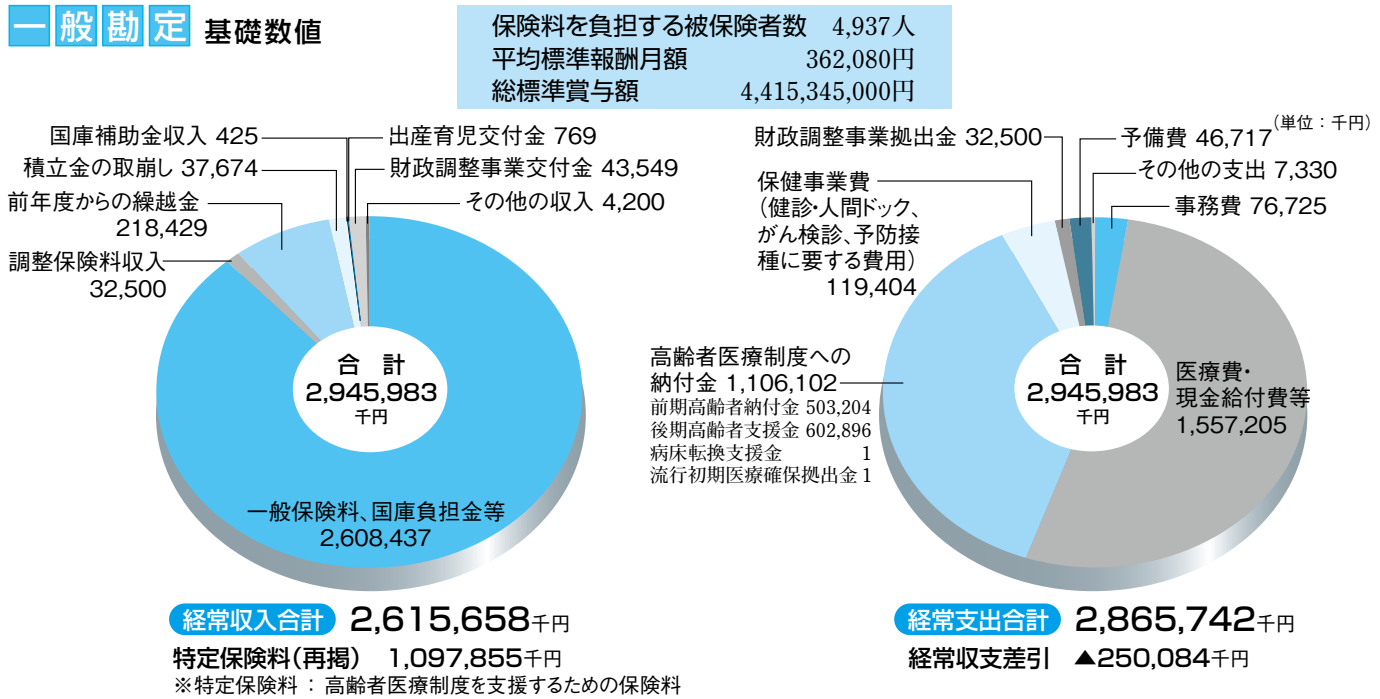
皆様におかれましても、健診受診、早期受診、生活習慣の見直し・改善等、地道な取り組みを行っていただき、そのことが健康維持につながるとともに、医療費適正化、健保財政の安定化や保険料の抑制につながることをご理解いただきますようお願いいたします。

以下、本年度予算の概要をお知らせいたします。

本年度予算の傾向

- 報酬総額は回復傾向にありますが、アメリカの通商政策の変更可能性、為替相場の変動及び物価・人件費の高騰など不確定要素が大きいため、報酬月額、賞与額は若干減少すると見込んでいます。
- 前期高齢者を中心に高額な医療費を要する治療が続いていることを考慮し保険給付費の増加を見込んでいます(保険料収入の60%)。
- 高齢者医療制度への納付金は保険料の42%を占めており、前期高齢者納付金は前期高齢者の高額医療の発生に伴い昨年度より大きく増加しています。

- ・保険給付費及び高齢者医療制度への納付金額を保険料収入では賄いきれないため、前年度からの繰越金及び準備金の取崩し、そして上部団体(健康保険組合連合会)からの交付金で財源を確保しています。
⇒保険給付費(医療費)と高齢者医療制度への納付金で保険料の102%を占めており、保険料だけでは賄えない状況です。
- ・保健事業は、重複・多剤投薬の方に対する服薬通知と個別指導、家族を対象とした歯科健診をはじめ全ての事業を継続します。更に一部のがん検診の受診者の方に医療機関受診のご案内をお送りします。引続き風しん抗体検査・予防接種費用について補助を行うほか、新型コロナウイルス感染症ワクチンの補助を継続します。



一般勘定資産残高 (単位：千円)

資産区分	6年度末(見込)	7年度中増減額(予算)	7年度末(予算)
準備金	748,352	▲35,344	713,008
別途積立金	0	0	0

介護勘定資産残高 (単位：千円)

資産区分	6年度末(見込)	7年度中増減額(予算)	7年度末(予算)
準備金	65,643	▲6,000	59,643

令和7年度保険料率は据え置きとします

当組合の健康保険料率は標準報酬月額及び標準賞与額の1000分の102 (102%)、介護保険料率は標準報酬月額及び標準賞与額の1000分の17.4 (17.4%) とさせていただいているところでございます。

去る令和7年2月12日に開催されました第117回組合会において令和7年度収入支出予算のご承認をいただきました。

健康保険料率は予算上約2億5千万円の経常赤字予算であるものの、不足額は令和6年度の剰余金の繰越金と準備金の繰入れ及び上部団体からの交付金で収入を確保し、**令和7年3月分(任意継続被保険者の方は令和7年4月分)以降につきましても、変更しないことといたします。**

介護保険料率は、国へ納付する介護給付費納付金が減少するものの、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金の徴収が始まることに備え、令和7年3月分(任意継続被保険者の方は令和7年4月分)からも据え置くことを決定いたしました。

令和7年3月分(任意継続被保険者の方は令和7年4月分)以降の保険料率 (単位：%)

	事業主負担	被保険者負担	合 計
一般保険料率	51.363	49.387	100.750
基本保険料率	29.737	28.592	58.329
特定保険料率	21.626	20.795	42.421
調整保険料率	0.637	0.613	1.250
健康保険料率	52.000	50.000	102.000
介護保険料率	8.700	8.700	17.400
合 計	60.700	58.700	119.400



(変更なし)

(変更なし)

第117回組合会において議決された事項 開催日:令和7年2月12日(水) 15時30分～17時 楠公会館 菊水の間

議決事項

- 第1号 一般保険料率の変更に関する件(調整保険料率改定に伴う)
- 第2号 介護保険料率に関する件
- 第3号 短期人間ドック費用補助金支給規程の変更に関する件
- 第4号 財産管理の金融機関選定に関する内規の制定に関する件
- 第5号 育児・介護休業等に関する規程の変更に関する件
- 第6号 職員就業規則、職員給与規程、職員旅費規程、議員・理事及び監事の旅費及び報酬補償規程、及び職員退職給与規程の変更に関する件
- 第7号 柔道整復師療養費償還払いの取扱いに関する件
- 第8号 令和7年度事業計画及び収入支出予算(案)に関する件

報告事項

- 第1号 保険料滞納整理について
- 第2号 理事長専決事項について
 - 1 特定個人情報保護評価書の修正について
 - 2 構成事業所の所在地変更に伴う規約変更について

公 告 事 項

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は 36 万円

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条の規定に基づき①②のいずれか少ない額とすることになっております。

- ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 前年の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額的基础となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

令和6年9月30日における②の額は360,000円であることから、令和7年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は**360,000円**となり、令和7年4月分保険料(4月10日納期分)から適用されます。

加入事業所の所在地変更

- 株式会社前田精密製作所 (神戸市中央区から神戸市垂水区へ) 令和3年11月26日付
- 株式会社田中鉄工所 (神戸市兵庫区から神戸市西区へ) 令和6年11月 1日付

柔道整復療養費の支給方法の変更について

柔道整復療養費の支給方法につき、審査をより厳密に行うため、令和7年5月受療分から一定の条件に該当する場合に、「受診者ごとに償還払いへ変更する」取り扱いを導入します。

導入の趣旨

「受診者ごとに償還払いへ変更する」取り扱いについては、^{*1}受領委任払いで受療している方のうち一部の不適切な受診者を健康保険組合の裁量で^{*2}償還払いに変更することで、受診者は、施術所窓口で一旦施術料の全額を負担し、被保険者自らが申請書を健保組合に申請するため、自らの施術料を明確に知ることができ、療養費本来の目的である捻挫、挫傷等の治療に伴う適切な保険給付の申請を行うことができます。また、健保組合は受診者からの申請の都度、施術の事実確認を行うことができ、直接指導を行うことができるため、理解不足による過剰、安易な施術を抑制できる療養費の適正化の効果が期待されます。

当組合においては、該当基準等と事務要領を定めたくえて当該仕組みを導入し、該当の受診者が現れた場合には、規定した手続きにより受診者の支払い方法を^{*1}受領委任払いから^{*2}償還払いへと変更いたします。当該仕組みを導入することで更なる療養費の適正化に努めてまいります。

^{*1} 受領委任払い	受診者は施術所窓口において、施術料の3割(又は2割)を支払い、残りの7割(又は8割)は施術所から健保組合へ請求する仕組み
^{*2} 償還払い	受診者は施術所窓口において、施術料の全額を支払い、療養費支給申請書に領収証を添付して、健保組合へ請求し、施術料の7割(又は8割)相当額を受け取る仕組み

「受診者ごとに償還払いへ変更する」取り扱いを行う類型

- 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である受診者
- 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている受診者
- 健保組合が、受診者に対する照会を適切な時期に受診者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない受診者
- 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている受診者
- 長期かつ頻回な施術を継続して受けている受診者(初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている受診者)

上記の類型に該当した場合、柔道整復師に対していったん全額を負担いただき、後日、健保組合に対して、療養費支給申請書に領収証を添付して請求いただくことがあります。

第1段階 受療者と柔道整復師に注意喚起を行います。

第2段階 注意喚起後も状況に変化が見られない場合、償還払いへ変更します。

「対象となる受診者類型」と「認定基準」

対象となる受診者類型	認定基準 (注意喚起通知対象)	認定基準 (償還払い変更通知対象)
①自己施術 (柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である受診者	※注意喚起通知の送付省略可能	自己施術であることが判明した場合、直ちに ※自己施術は不支給 ※健保組合が自己施術を確認した場合は地方厚生局に情報提供する。
②自家施術 (柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている受診者	自家施術かつ2回以上繰り返し施術をうけていることが判明した場合 ※繰り返し=2回以上	事実確認(文書等)後も、引き続き自家施術を受けており、償還払いへの変更が適当と判断した場合
③保険者等が、受診者に対する照会を適切な時期に受診者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない受診者	受診者照会未回答者へ督促通知(2回目)において回答期限までに回答がなかった受診者 ※繰り返し=2回以上	事実確認(文書、電話、面会)後も、なお未回答の状況が続いており、電話や面会等にも応じず、償還払いへの変更が適当と判断した場合
④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている受診者	同一受診者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合	事実確認(文書等)後も、なお重複施術の状況が続いており、償還払いへの変更が適当と判断した場合
⑤長期かつ頻回な施術を継続して受けている受診者(初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている受診者)	長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温電法料、冷電法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される受診者	事実確認(文書、電話、面会)後も、なお施術が継続して行われており、償還払いへの変更が適当と判断した場合

なお、一旦、償還払いに変更しても、その後一定期間経過後、改善が認められれば、受領委任払いに戻すことがあります。

資格確認書の交付要件

資格取得時、被扶養者認定時に、資格確認書が必要な方には、資格確認書を交付しています。が、後日、資格確認書の交付要件を満たしているかどうかを確認し、交付要件を満たさない方には資格確認書を返納いただくようお知らせしています。

お知らせが届いた方は「資格確認書返納・例外事由該当届」に資格確認書を添付し事業主を通じて(任意継続被保険者の方は直接)健保組合に返納をお願いします。なお、お知らせが届いた場合でも、下記の資格確認書の交付要件のいずれかに該当する場合、「資格確認書返納・例外事由該当届」に例外事由欄に記入いただき提出をお願いします。

資格確認書の交付要件

- A マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等と同行して、資格確認を補助する必要がある方
- C マイナンバーカードを取得していない方(マイナンバー未登録(国内に住所を有さない方等を含む))
- D マイナンバーカードの被保険者証利用初期登録を行われていない方
- E マイナンバーカードの被保険者証利用初期登録を解除した方(※解除申請は健保組合にさせていただきます)
- F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を経過した方
- G マイナンバーカードを返納した方
- H DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定の方
- I 申請により資格確認書が交付された要配慮者(マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者)(つまり上記B)の資格確認書を更新する方
- J データ登録が完了しないと見込まれる方(資格取得時の届書にマイナンバーが未記載の者等)

令和7年度保健事業案内
被扶養者の皆さまへ

年に一度は健診を受けましょう！

5つのコースからご自分に合ったコースをお選びください！

受診期間は、令和7年4月から
令和8年3月で単年度1回のみ！

① 当組合契約健診機関で健診を受診する。

年齢制限なし（立替払なし・補助金申請不要）

受診券による健診項目に組合独自の項目をプラスした充実した健診を直接健診機関に電話等で予約して受診できます。

「神戸機械金属健康保険組合の個別契約健診希望」である旨を必ず、申し出てください。

健診当日は資格確認書・資格情報のお知らせ・保険証等の提示のみで受診可能！

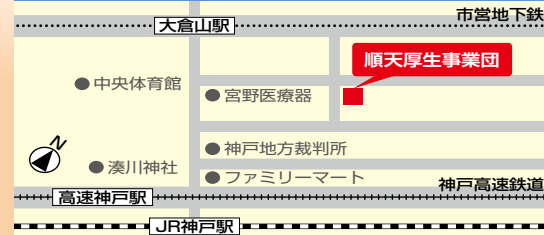
③ 健診機関により異なります。



順天厚生事業団

神戸市中 中央区楠町
TEL 078-341-7114

市営地下鉄「大倉山駅」西出口(3)すぐ
JR「神戸駅」・神戸高速「高速神戸駅」徒歩10分



順天厚生事業団 西神健診センター

神戸市西区高塚台
TEL 078-991-2645

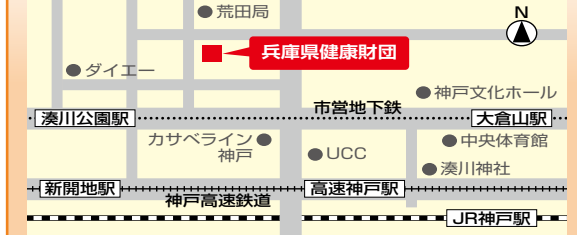
市営地下鉄「西神中央駅」徒歩15分



兵庫県健康財団

神戸市兵庫区荒田町
TEL 078-579-3400

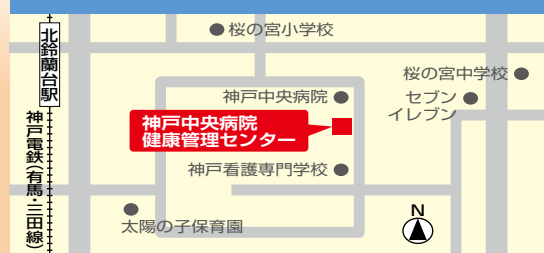
市営地下鉄「大倉山駅」徒歩8分
市営地下鉄「湊川公園駅」徒歩7分・JR「神戸駅」バス8分



神戸中央病院 健康管理センター

神戸市北区惣山町
TEL 078-594-8622

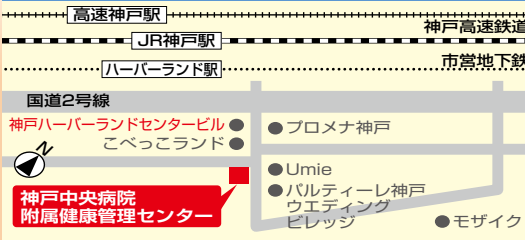
神戸電鉄「北鈴蘭台駅」バス5分



神戸中央病院 附属健康管理センター

神戸市中央区東川崎町
TEL 078-594-8622

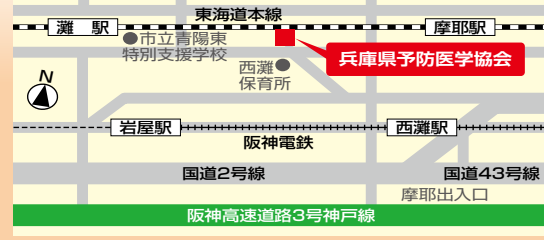
JR「神戸駅」徒歩5分・市営地下鉄「ハーバーランド駅」徒歩4分
神戸高速「高速神戸駅」徒歩8分



兵庫県予防医学協会

神戸市灘区岩屋北町
TEL 078-855-2740

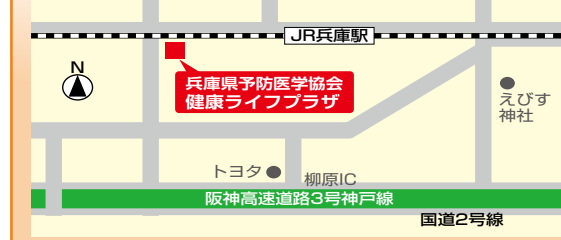
JR「摩耶駅」徒歩3分・阪神「西灘駅」徒歩5分
阪急「王子公園駅」徒歩10分



兵庫県予防医学協会 健康ライフプラザ

神戸市兵庫区駅南通
TEL 078-652-5207

JR「兵庫駅」南すぐ
神戸高速「大開駅」徒歩7分



神鋼記念会 総合健康管理センター

神戸市中央区脇浜町
TEL 078-261-6773

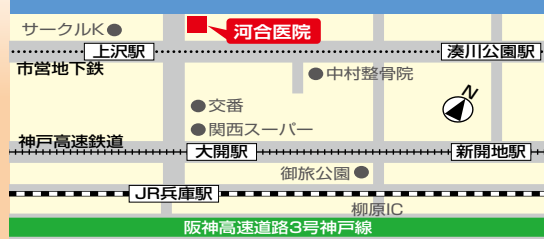
JR「灘駅」徒歩7分・阪神「岩屋駅」徒歩10分
阪急「春日野道駅」徒歩7分



河合医院

神戸市兵庫区上沢通
TEL 078-575-7516

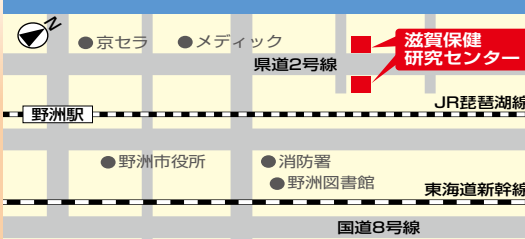
市営地下鉄「上沢駅」より東1番出口出てすぐ



滋賀保健研究センター

滋賀県野洲市永原上町
TEL 077-587-3588

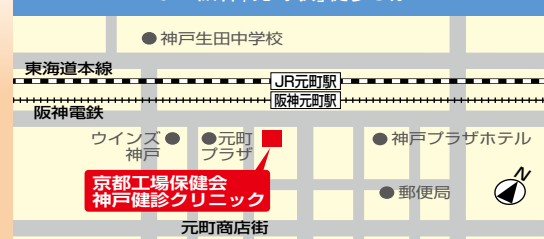
JR「野洲駅」バス10分



京都工場保健会 神戸健診クリニック

神戸市中央区元町通
(予約専用) TEL 0120-823-053

JR・阪神「元町駅」徒歩3分



京都工場保健会 姫路健診クリニック

姫路市西駅前町
(予約専用) TEL 0120-823-053

JR「姫路駅」徒歩2分
山陽電鉄「姫路駅」徒歩2分



京都工場保健会 BRIO 健診クリニック

尼崎市塚口本町 6-9-2
三菱電機伊丹総合保健体育館 BRIO 健診センター

京都工場保健会 総合健診センター

京都市中央区西ノ京北壱井町 67

京都工場保健会 宇治健診クリニック

京都府宇治市広野町成田 1-7

京都工場保健会 山科健診クリニック

京都市山科区竹鼻竹ノ街道 92 番地 ラクトC301

(予約専用) TEL 0120-823-053

② 特定健診受診券（セット券）による健診（集合契約）

40歳～75歳の特定健診対象者（立替払なし・補助金申請不要）

お住まいの近くのかかりつけ
医院や市町村の集団健診会場
で受診したい方にお勧め！



③ 巡回型健診（健保連共同事業による）

※組合個別契約健診機関と同等な健診

40歳～75歳の特定健診対象者（立替払なし・補助金申請不要）

お住まいの近くのホテル、ホール、
会館などで受診したい方にお勧め！

申込締切日 令和7年8月31日



④ 当組合契約外の健診機関や かかりつけの医療機関で受診

※自費扱いが対象です！（保険診療分は対象外）

年齢制限なし（補助金申請・立替払い必要）

10,400円（税込）を上限としてかかった実費用を補助金
として支給（上限を超えた場合、超過分は自己負担）

申請方法

窓口で健診費用を全額支払い、「被扶養者健診補助金支給申請書」に領収書原本、健診結果のコピー及び「標準的な質問票」を添付し申請してください。

⑤ パート先等で受けられた健診結果を 当組合にご提供

40歳～75歳の特定健診対象者

特定健診項目を満たした『健診結果のコピー』と
『標準的な質問票』をご提供

➡ QUOカード 2,000 円分を進呈



令和7年度 保健事業概要

当健康保険組合では、被保険者および被扶養者の皆様の健康保持等にお役立ていただくことを目的として、今年度の事業を下記のとおり実施いたします。

区 分	項 目	実施時期	事業内容と概要
特定健康 診査事業	特定健康診査	通年	40歳以上の特定健診受診対象となる方に実施します。 任意継続被保険者、被扶養者については受診券を発行します。
特定保健 指導事業	特定保健指導	通年	40歳以上の特定保健指導対象となった方に実施します。 終了された方にQUOカードを進呈します。
保健指導 宣伝事業	機関誌の発行	4月・7月・10月	機関誌「健保だより」を全被保険者の自宅宛に配布します。
	新生児生活指導	毎月	出産のあった被保険者に育児指導書「赤ちゃんと!」等を配布します。
	医療費通知	年3回	被保険者と被扶養者の医療費の内容を通知します。
	多剤・重複服薬通知 指導事業	通年	薬剤多剤投与者の分析及び資材提供・服薬指導
	ジェネリック医薬品 情報提供	年2回	被保険者・被扶養者が服用している医薬品に対するジェネ リック医薬品の情報提供を行います。
	受診勧奨事業	通年	受診が必須と認められる加入員に対し受診勧奨通知の送 付及び保健指導を行います。
疾病予防 事業	生活習慣病予防健診	通年	被保険者・被扶養者に健康診断を実施し補助を行います。
	胃部検診	通年	希望する被保険者・被扶養者を対象に胃部検診を実施し、 補助を行います。 補助金限度額合計5,000円(税込)
	肝炎ウイルス検査	通年	希望する被保険者・被扶養者を対象にB型肝炎、C型肝炎 の検査を実施し、補助を行います。 B型抗原検査:補助金限度額 700円(税込) B型抗体検査:補助金限度額 700円(税込) C型抗体検査:補助金限度額 1,000円(税込)
	前立腺がん検診	通年	PSA検査を受診した男子被保険者・被扶養者に対し補助を 行います。 補助金限度額2,000円(税込)
	眼底検査	通年	希望する被保険者・被扶養者を対象に眼底検査を実施し、 補助を行います。 補助金限度額1,000円(税込)
	禁煙サポート事業	通年	禁煙補助薬とスマホアプリを活用した専属指導員による オンライン指導
体育奨励 事業	プール・潮干狩り	4月～6月 7月～8月	県下数か所のプール・潮干狩施設と契約し、希望者に整理 券を交付します。
	サファリ	通年	「姫路セントラルパーク」と契約し、希望者に前売り入園券 を交付します。
	スキー	冬季	「六甲山スノーパーク」と契約し、希望者に入園引換券を交 付します。
	スポーツクラブ	通年	「ルネサンス」と法人会員契約
	健康管理サポート事業	通年	スマホアプリを活用したヘルスケアサービス ウォーキングイベントにおいて目標値を達成した方に QUOカードを進呈します。

種別	項目	受診方法	申請方法	補助金限度額(税込)
婦人科検診	〇医療機関、健診機関 で受診	〇市町村が行っている 検診を受診 〇人間ドック時の オプション検査で受診	窓口で検診費用を全額支払います。各費用請 求書に領収書原本(受診日、受診者名、検診費 用、受診した検診名、受診した医療機関名と ㊤)を添付し、健保組合に提出してください。 婦人科、乳がんについては、検診結果のコピー もあわせて添付してください。 ※検診名の明記がない場合は、診療明細書等、明 細がわかるものを添付してください。 ※保険診療を行った場合は補助対象外となります!	4,000円
乳がん検診	〇健康診断時の オプション検査で受診			4,000円
骨粗鬆症検診	〇市町村が行っている 検診を受診			1,000円
PET検診	〇人間ドック時の オプション検査で受診			50,000円
インフルエンザ 予防接種	任意機関で受診		費用請求書に領収書原本(接種日、受診者名、 接種費用、但し書き(インフルエンザ予防接種代)、 接種した医療機関名と㊤)を添付し提出	3,000円
COVID-19 予防接種	任意機関で受診		費用請求書に領収書原本(接種日、受診者名、 接種費用、但し書き(COVID-19予防接種代)、 接種した医療機関名と㊤)を添付し提出	3,000円
風しん抗体検査	任意機関で受診	全額自己負担の場合のみ対象 ※クーポン券交付対象者、一部で も自治体の助成を受けた場合は 対象外	費用請求書に領収書原本(受診日、受診者名、 検査費用、但し書き(風しん抗体検査代)、 接種した医療機関名と㊤)、風しん検査結果の コピーを添付し提出	3,000円
風しん予防接種			費用請求書に領収書原本(接種日、受診者名、 接種費用、但し書き(風しん予防接種代)、接種 した医療機関名と㊤)を添付し提出	3,000円

種別	項目	受診方法	申請方法	補助金限度額(税込)
大腸がん検診		当組合9月～12月の郵送検診 (メスブ細胞検査研究所)	9月～12月の実施時に申込み	自己負担700円
		健康診断時のオプション検査	〇当組合契約健診機関は申請不要 〇それ以外の機関は各「健診補助金支給申請書」 に領収書、 検診結果のコピー を添付し提出	1,000円
		市町村住民検診など任意機関	各「健診補助金支給申請書」に領収書、 検診 結果のコピー を添付し提出	1,000円

※令和7年度より補助金限度額変更

種別	項目	受診方法	申請方法	補助金限度額(税込)
※35歳以上対象 短期人間ドック		任意の機関で受診 (※当組合契約機関なし)	受診後、「短期人間ドック費用請求書」に領収 書原本、検診結果のコピー、「標準的な質問票」 を添付して当組合に提出	総費用の8割 (上限30,000円)
歯科健診	被保険者歯科健診 (兵庫県歯科医師会)		集団歯科健診・個別歯科健診 8月に組合に申込→10月から12月に受診 個別健診は窓口で健診費用を支払い、後日 組合に請求	全額組合負担 自己負担なし
	ファミリー歯科健診 (近総協共同事業)		前期・後期で実施場所が設置 希望者がスマホ等で申込サイトにて申込、受診	

種別	項目	受診方法	申請方法	補助金限度額(税込)
契約保養所利用		〇健康保険組合連合会ホーム ページ(けんぼれん)の共同 利用保養所等ご案内 〇「レクリエーション案内(健保 連発行)」に掲載されている 施設を利用	利用の際に当組合「契約保養所利用補助金申請 書」を持参し、証明欄に証明を受け、組合に提出	1名につき 3,000円
◆亀の井ホテル KAMENOI HOTEL◆ マイステイズ・ホテル・グループの全ホテル			マイステイズ公式ホームページ掲載の各プランから10%OFFで 利用可能(Web予約経由のみ 割引を適用) ※予告なく変更または終了する場合があります	

姫路セントラルパーク

指定日なしでご利用いただけるようになりました!

令和7年度より前売り入園券の利用期間が「利用日指定」から「当組合が購入した日より1年間有効」に変更

利用要領

- ・利用対象者は当組合の被保険者及び被扶養者です。
- ・利用希望者に下記一部負担金と引替えに「姫路セントラルパーク前売り入園券」を交付します。
- ・利用1回ごとに1人1枚を各施設に提出してください。
- ・入園券交付枚数は事業所ごとに大人券・子供券・幼児券を合わせて被保険者数を限度とします。
- ・入園券を利用されなかった場合でも一部負担金はお返しできません。

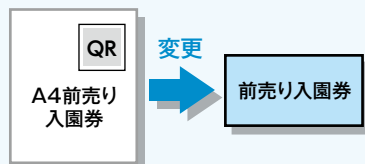
一部負担金	
大人(中学生以上)	3,000円
子供(小学生)	1,000円
幼児(3歳~小学生未満)	800円

※サファリパーク、遊園地、夏季プール、冬季アイスパークへの入園が可能です。

(駐車料金、サファリバス、乗り物代、スケート靴有料レンタル、有料イベント等のご利用は別途要支払)

※転売サイトへの転売や不正使用・流用はできません。

前売り入園券がQRコード付のA4サイズから従来のサイズに変更
(有効期限につきましてはご購入前にお問い合わせください。)



営業状況は、姫路セントラルパークホームページをご覧ください。

潮干狩休憩所がご利用いただけます!

潮干狩休憩所「かもめ」

兵庫県たつの市御津町新舞子海岸 TEL (079) 322-0028

利用期間

令和7年4月12日(土)~令和7年6月22日(日)

除外日 4 / 14・15・16・17・22・25 5 / 13・16・20・27・30
6 / 3・10・16・17

利用要領

- ・利用対象者は当組合の被保険者及び被扶養者です。
- ・利用希望者に下記一部負担金と引替えに「潮干狩休憩所整理券」を交付します。
- ・この整理券で休憩所利用と潮干狩りができます。
- ・利用1回ごとに1人1枚を各施設に提出してください。
- ・整理券交付枚数は事業所ごとに大人券・小人券を合わせて被保険者数を限度とします。
- ・整理券を利用されなかった場合でも一部負担金はお返しできません。

一部負担金			
大人 (中学生以上)	1,200円	小人 (3歳以上小学生)	600円

※参考 一般料金 大人(中学生以上)1,700円/小人(小学生)1,100円
幼児(3歳以上小学生未満)500円
駐車料金(500円)は別途必要

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

■ この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などは
こちらへ



後発医薬品について

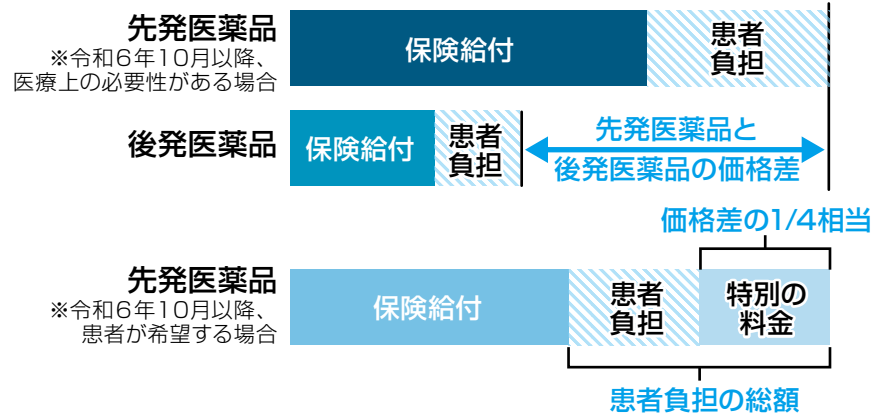
後発医薬品
(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

特別の料金の 計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。



Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

将来にわたり国民皆保険を守るため皆さまのご理解とご協力をお願いいたします